

2月21日 事務次官等会議

2月22日 閣議

2月25日 公布(予定)

平成17年2月

内閣府

「平成16年新潟県中越地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案」について

政令案の概要

平成16年10月23日の新潟県中越地震による災害で、甚大な被害を受け、発災直後の被災状況により確実に局地激甚災害指定基準を満たすと見込まれた新潟県小千谷市、十日町市、北魚沼郡川口町及び古志郡山古志村の中小企業者等に関しては、当該災害を激甚災害に指定し、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例及び小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例の措置を講じたところであるが、その後、新潟県による調査が完了し、長岡市、三島郡越路町及び中魚沼郡川西町においても局地激甚災害指定基準を満たすことが判明したため、既に措置を講じている4市町村と同様に取扱うことが必要なことから、それらの地域を追加指定する。

被害の発生状況

中小企業関係

新潟県(長岡市、三島郡越路町及び中魚沼郡川西町)の被害推計報告額 353億5千万円

適用すべき措置の概要

局地激甚災害<新潟県長岡市、三島郡越路町及び中魚沼郡川西町の区域に係る激甚災害について適用>

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(法第12条)
被災地域内に事業所を有し、かつ激甚災害の被害を受け、事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引き上げ及び保険料率の引き下げの特例措置を講ずる。
- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例(法第13条)
小規模企業者等設備導入資金助成法の貸付金及び中小企業近代化資金助成法の貸付金等について、その償還期間を2年間以内において延長する。

連絡先

内閣府政策統括官(防災担当)付

石井、江口、秋元

03-5253-2111(代)(51205・51210)

03-3501-5408

政令第 号

平成十六年新潟県中越地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成十六年新潟県中越地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「並びに新潟県」の下に「長岡市、」を、「十日町市」の下に「、三島郡越路町」を加え、「及び北魚沼郡川口町」を「、北魚沼郡川口町及び中魚沼郡川西町」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

平成十六年新潟県中越地震による激甚災害に対する中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等の措置が適用される区域に新潟県長岡市、三島郡越路町及び中魚沼郡川西町の区域を追加する必要があるからである。